

町議会の運営

町議会には、定期的に行われる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。

江北町の定例会は年4回（通常3月、6月、9月、12月）です。

本会議

本会議は、議案などを審議したり、議会の最終的意思を決める会議です。本会議を開くには、原則として議員定数の半数以上の出席が必要です。

町長が議案の提案理由の説明を行ったり、議員が町の一般事務について質問したり、意見を述べたりする場所でもあります。

委員会

町議会の最終的な決定は、本会議で行われますが、これを一度に全員で審議するよりも、いくつかの部門に分けて専門的に詳しく審査するほうがより効率的です。そのために本会議の予備審査機関として委員会を置いています。

委員会には、次の3つの種類があります。

○議会運営委員会

議会運営上必要な議員の意見調整を行い、議会の効率的運営を図るため議会運営委員会を設置しています。

この委員会は、各常任委員会より選出された委員で組織され、任期は条例で**4年**と定められています。

○常任委員会

常任委員会は、江北町では、**2つ**の委員会を設置しています。議員は、必ず一つの常任委員会に所属することになっており、任期は、条例で**4年**と定められています。

○特別委員会

特別委員会は、特定の事件、重要な問題の審査など、議会が特に必要と認めるとき、その案件ごとに設置されます。設置の目的を果たせば消滅することになります。

☆常任・議会運営・特別委員会の定数、 所管(調査)事項

委員会名	定数	所 管
議会運営 委員会	4人	会期日程・議事日程の取扱い、議事進行の取扱い、発言の取扱い、一般質問の取扱い、その他議会運営上必要と認められる事項
総 務 常任委員会	5人	総務企画課・会計室・町民課 福祉課・議会事務局・教育委員会 幼児教育センター・給食センター の所管事務
産 業 常任委員会	5人	建設課・産業課・農業委員会 ・環境課の所管事務
議会広報 編集特別 委員会	4人	町議会の審議状況を住民に周知 するため、年4回広報「こうほく」の 中に議会欄を掲載している。 そのための広報に必要な取材・記 録・編集・校正等の事務

各委員会の名簿は委員会のページをごらんください。